



その行為大丈夫？



屋外で、飲食物の調理を行い客に提供する場合、
**飲食店営業（露店）の許可
または、営業届出が必要です！**

※小規模な自治会の祭り、文化祭等、バザーを除く

例えば…

- ・許可がある飲食店の前でサーバーからビールを注ぐ
- ・パラソルを立ててかき氷を削る
- ・レトルト食品を温めて皿に盛り付ける

上記全て、飲食店の許可とは
別に、**露店の許可**または、
営業届出が必要です



御殿場市かまど1113
静岡県御殿場保健所
衛生薬務課
TEL:0550-82-1223



露店許可申請
について